

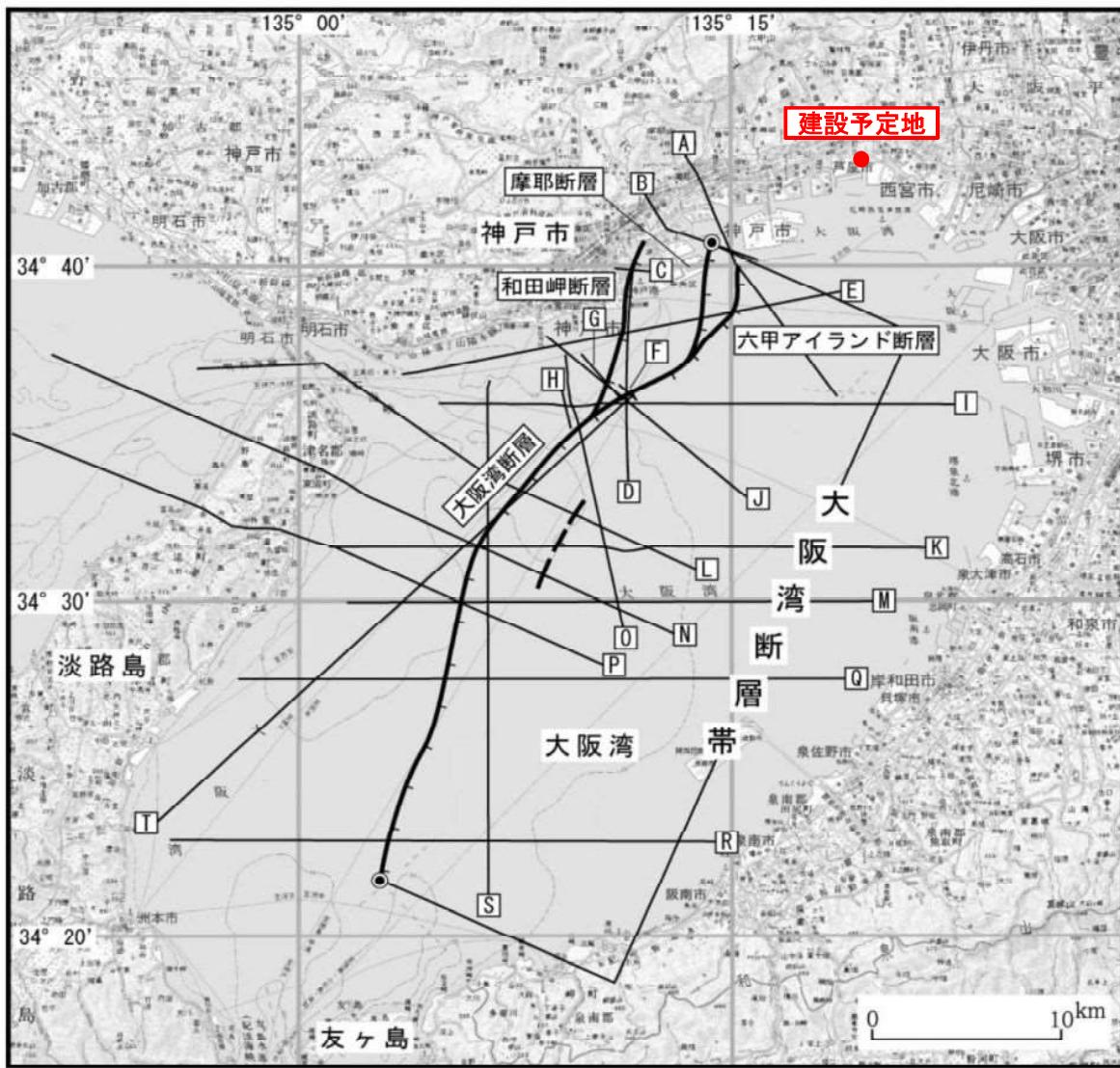
### 3) 活断層等の状況

建設予定地周辺に存在する活断層として、大阪湾断層帯及び六甲・淡路断層帯（六甲・淡路断層帯主部）があげられる。活断層の概要是表 2.1.4-1 に、その位置は図 2.1.4-3 に示すとおりである。

表 2.1.4-1 活断層の概要

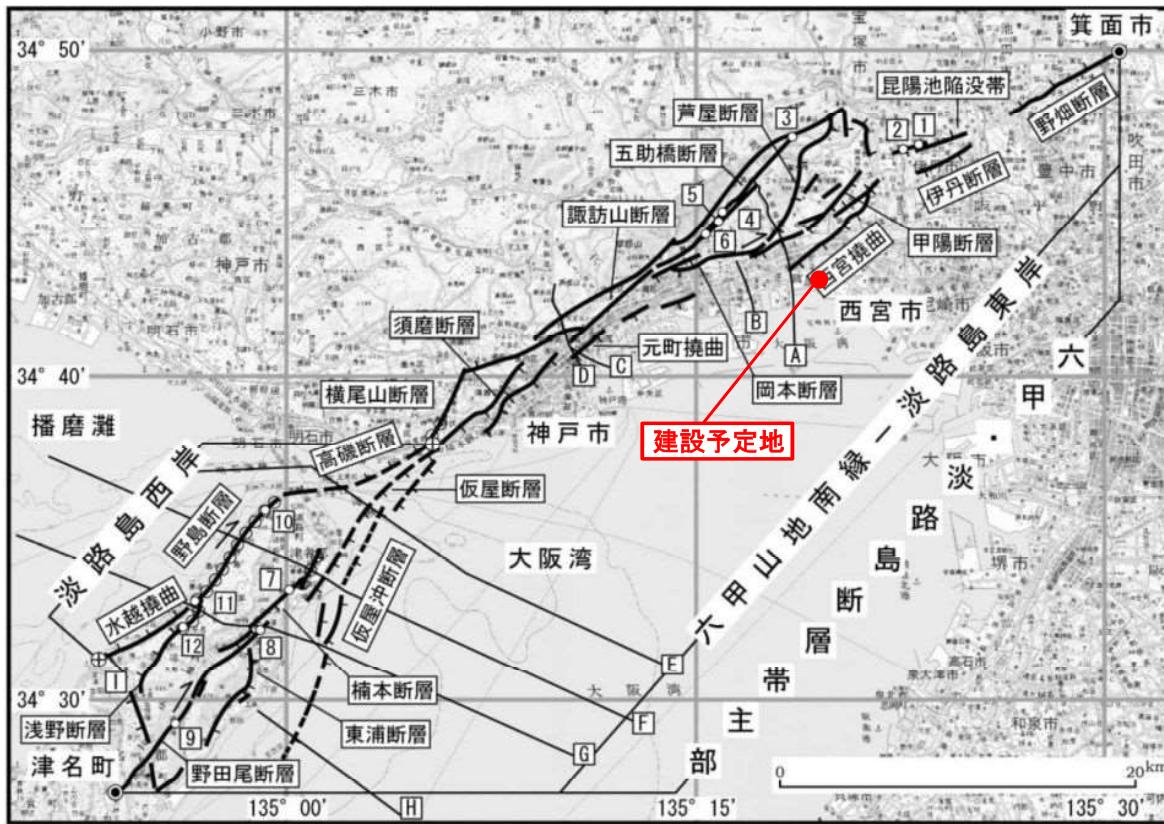
断層帯名	概 要	地震の 平均活動間隔	建設予定地 からの距離
大阪湾断層帯	<p>大阪湾断層帯は、神戸港付近から大阪湾の中西部を経て洲本市沖合付近に至る活断層帯であり、大阪湾断層とその北部で分岐した和田岬断層、摩耶断層、六甲アイランド断層の3条の断層から構成される。</p> <p>大阪湾断層帯は断層帯全体が1つの活動区間として活動すると推定される。M7.5程度の地震が発生すると推定され、その際に断層帯の東側が西側に対して相対的に約2～3.5m高まる段差や撓みを生ずる可能性がある。</p> <p>大阪湾断層帯では、断層帯の位置の北限について、精度の高い資料が得られていない。本断層帯のすぐ北には六甲・淡路断層帯が位置しており、これを構成する断層との連続の有無についても十分精度の高い資料が得られていない。また、信頼度は高くないものの、神戸港付近の分岐断層における最新活動時期は断層帯中央部付近とは異なる値との報告も見られることから、断層帯の位置と最新活動時期については、さらなる調査が必要である。</p>	3,000～7,000年程度 (今後30年内の地震発生確率 0.004%以下)	断層帯北端まで約8.3km
六甲・淡路断層帯 (六甲・淡路断層帯主部)	<p>六甲・淡路島断層帯は、大阪府箕面市から兵庫県西宮市、神戸市などを経て淡路島北部に至る六甲・淡路島断層帯主部と淡路島中部の洲本市から南あわじ市に至る先山断層帯からなる。</p> <p>六甲・淡路島断層帯主部は、断層の分布形態や過去の活動時期の違いなどから、長さ約71 km の六甲山地南縁－淡路島東岸区間及び長さ約23 km の淡路島西岸区間の2つに区分される。</p> <p>六甲・淡路島断層帯主部の全体の長さは約71 km でほぼ北東－南西方向に延びる。このうち、六甲山地南縁－淡路島東岸区間では、右横ずれを主体とし、北西側が相対的に隆起する逆断層成分を伴う。一方、淡路島西岸区間では、右横ずれを主体とし、南東側が相対的に隆起する逆断層成分を伴う。</p> <p>六甲・淡路島断層帯主部は、六甲山地南縁－淡路島東岸区間と淡路島西岸区間が単独で、もしくは同時に活動する可能性がある。</p> <p>六甲山地南縁－淡路島東岸区間のみが活動する場合、マグニチュード7.9 程度の地震が発生すると推定され、5～6 m程度の右横ずれを生じ、北西側が南東側に対して相対的に高まる段差や撓みを伴う可能性がある。</p> <p>淡路島西岸区間のみが活動する場合、マグニチュード7.1 程度の地震が発生する可能性があり、約2 mの右横ずれを生じ、南東側が北西側に対して相対的に高まる段差や撓みを伴うと推定される。</p> <p>また、六甲山地南縁－淡路島東岸区間と淡路島西岸区間が同時に活動する場合にはマグニチュード7.9 程度の地震が発生すると推定される。</p>	5,000～10,000年程度 (今後30年内の地震発生確率 ほぼ0%～0.9%)	断層帯まで約1.8km

出典：地震調査研究推進本部事務局ホームページ(文部科学省研究開発局地震・防災研究課)



出典：地震調査研究推進本部事務局ホームページ(文部科学省研究開発局地震・防災研究課)

図 2.1.4-3 (1/2) 活断層の位置 (大阪湾断層帯)



出典：地震調査研究推進本部事務局ホームページ(文部科学省研究開発局地震・防災研究課)

図 2.1.4-3 (2/2) 活断層の位置 (六甲・淡路断層帯)

## 2 社会的状況に係る項目

### 2.1 人口及び産業の状況

#### 1) 人口

芦屋市の人口及び世帯数の状況は、表 2.2.1-1 に示すとおりである。

令和5年3月現在、芦屋市の人口は93,625人となっている。また、世帯数は42,898世帯となっている。平成27年からの推移をみると人口は減少、世帯数は増加傾向にある。

表 2.2.1-1 人口及び世帯数

区分		芦屋市
平成27年 <sup>1)</sup>	世帯数（世帯）	41,881
	人口	95,350
	男	43,089
	女	52,261
令和2年 <sup>1)</sup>	世帯数（世帯）	42,522
	人口	93,922
	男	42,008
	女	51,914
令和5年 <sup>2)</sup>	世帯数（世帯）	42,898
	人口	93,625
	男	41,763
	女	51,862

資料：兵庫県統計書（令和3年）

芦屋の統計資料（令和4年）

注：1) 10月1日現在の人口

2) 3月1日現在の推計人口

## 2) 産業

産業分類別の従業者数は、表 2.2.1-2 に示すとおりである。

産業分類にみると、卸売業・小売業が最も多くなっており、次いで医療・福祉が多くなっている。

表 2.2.1-2 産業分類別の従業者数

単位：人

区分		芦屋市
就業者数		22,294
第1次産業	農林漁業	32
	鉱業、採石業、砂利採取業	-
第2次産業	建設業	554
	製造業	452
	計	1,006
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	10
	情報通信業	134
	運輸業・郵便業	529
	卸売業・小売業	5,764
	金融業・保険業	720
	不動産業・物品賃貸業	1,182
	学術研究・専門・技術サービス業	542
	宿泊業・飲食サービス業	3,199
	生活関連サービス業・娯楽業	1,582
	教育・学習支援業	1,638
	医療・福祉	4,661
	複合サービス事業	267
	サービス業(他に分類されないもの)	1,028
	公務(他に分類されるものを除く)	-
	計	21,256
産業別構成率	第1次産業 (%)	0.1
	第2次産業 (%)	4.5
	第3次産業 (%)	95.3

出典：兵庫県統計書（令和3年）

注：平成28年6月1日現在

## 2.2 土地利用の状況

### 1) 土地利用の状況

芦屋市の土地利用の状況は、表 2.2.2-1 に示すとおりである。

土地利用では、その他(無課税分)が最も広く、全体の 49.33%を占めており、次いで宅地が 36.67%、山林が 8.17%を占めている。

表 2.2.2-1 土地利用の状況

区分	芦屋市	
	面積(m <sup>2</sup> )	構成比率(%)
田	18,509	0.10
畠	4,563	0.02
宅地	6,810,478	36.67
鉱泉地	-	-
池沼	68,684	0.37
山林	1,516,968	8.17
牧場・原野	-	-
雑種地	989,645	5.33
その他(課税分無)	9,161,153	49.33
合計	18,570,000	100

注：令和4年1月1日現在

出典：兵庫県統計書（令和3年）

## 2) 土地利用基本計画

芦屋市では、市の特色を踏まえた目指すべき都市像とその実現のため、具体的な方針を示すものとして、「芦屋市都市計画区域マスターplan」が平成17年に策定された。

また、近年の人口減少や少子高齢化の進展など社会変化を迎えるなか、生活の利便性や都市の活力を維持し、豊かな自然や歴史・文化、良好な住環境などの魅力ある芦屋のまちを次の世代に継承していくため、将来像や具体的なまちづくりの方向性を示すものとして、「第5次総合計画」及び「阪神地域都市計画区域マスターplan」等の上位計画や分野別の関連計画の内容を踏まえて、令和3年にマスターplanの改訂が行われている。

なお、本マスターplanの目標年次は、令和12年度（2030年度）としている。

図2.2.2-1に芦屋浜地域のまちづくり方針図を示す。地域別構想によると、建設予定地は芦屋浜地域に位置し、まちづくり方針として、「次世代へ引き継がれる安全で快適な住環境の形成」、「地域間の連携や市民の交流を育むまちづくり」、「潤いのある都市空間の形成」の3つが主なテーマとして掲げられている。

芦屋浜地域



出典：「芦屋市都市計画マスターplan」（令和3年6月 芦屋市）

図2.2.2-1 まちづくり方針図

### 3) 都市計画の用途地域

建設予定地及びその周辺における「都市計画法」に基づく用途地域の指定状況は表 2.2.2-2 及び図 2.2.2-2 に示すとおりである。

建設予定地は第 2 種住居地域に位置している。

表 2.2.2-2 都市計画の区別面積

区分		面積 (ha)	構成比率 (%)
都 市 域 計 画	市街化区域	969	52.5
	市街化調整区域	878	47.5
	総数	1,847	100.0
都市計画区域外		-	-
用 途 地 域	第1種低層住居専用地域	321	33.1
	第2種低層住居専用地域	1	0.1
	第1種中高層住居専用地域	405	41.8
	第2種中高層住居専用地域	36	3.7
	第1種住居地域	101	10.4
	第2種住居地域	51	5.3
	準住居地域	0	0.0
	近隣商業地域	47	4.9
	商業地域	7	0.7
	準工業地域	-	-
	工業地域	-	-
	工業専用地域	-	-
計		969	100.0

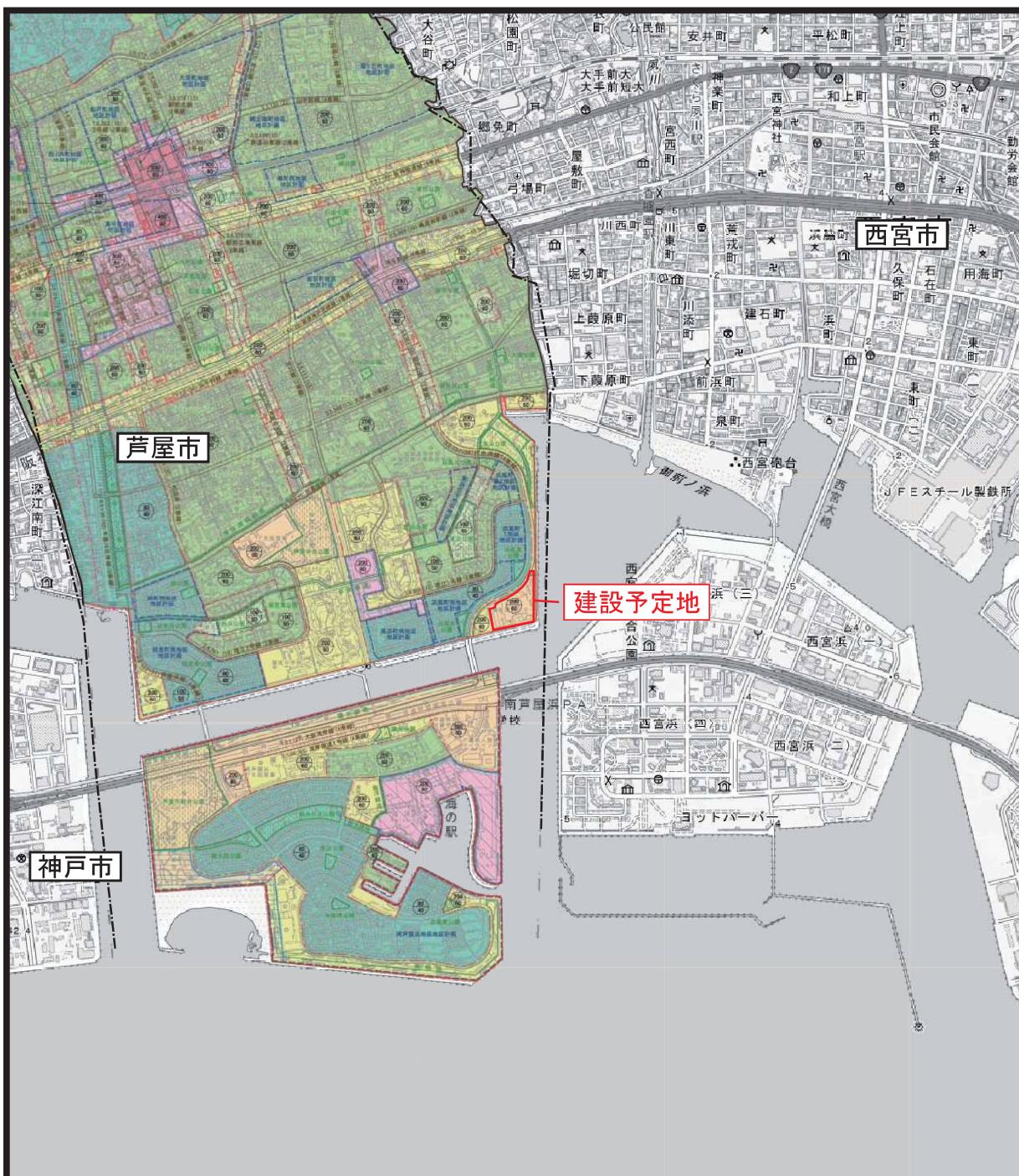
注：市全域が都市計画区域の範囲である。

資料：「兵庫県統計書」（令和3年）

### 2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

芦屋市では芦屋川（奥山系）、奥山貯水池（奥池系）、阪神水道企業団（阪水系）の3つの水源の水を市内に配水している。

また、内水面及び海域における漁業権の区域は設定されていない。



凡例



: 建設予定地

-----: 市境

第1種低層住居専用地域 (内側の緑色地図: 1ha 緑の山の地図: 1ha)	
第2種低層住居専用地域 (内側の緑色地図: 1ha 緑の山の地図: 1ha)	
第1種中高層住居専用地域	
第2種中高層住居専用地域	
第1種住居地域	
第2種住居地域	
近隣商業地域	
農業地帯	
道路又は河川等付帯樹林地 による地盤・地区境界線	
上の例によらない境界の 地盤・地区境界線	
容積界	
上段容積率／下段證へい率	



S = 1:25,000

0 250 500 1000m

出典：「地理院地図 GISMap」（国土地理院）  
「都市計画図」（芦屋市HP）より抜粋

図2.2.2-2 建設予定地周辺の用途地域

## 2.4 交通の状況

建設予定地周辺的主要交通網は、図 2.2.4-1 に示すとおりである。

建設予定地の北側には、一般国道 2 号及び 43 号が東西に延び、北西側には奥山精道線が南北に延び、芦屋駅周辺に芦屋停車場線がある。また、南側には芦屋鳴尾浜線が東西に延びている。主要道路の交通量は表 2.2.4-1 に示すとおりである。

鉄道については、建設予定地の北側に JR 東海道本線、阪急電鉄神戸線、阪神電鉄本線が横断している。最寄りの駅の乗車人員は表 2.2.4-2 に示すとおりである。

表 2.2.4-1 建設予定地周辺の交通量

番号	路線名	交通量観測地点地名	平成27年度		
			自動車類交通量		大型車混入率 (%)
			昼間12時間 (台/日)	24時間 (台/日)	
①	阪神高速湾岸線	芦屋市陽光町	36,254	48,954	45.5
②	阪神高速神戸西宮線	芦屋市平田北町	59,343	85,967	18.3
③	一般国道 2 号	芦屋市楠木町	21,451	29,490	6.0
④	一般国道 43 号	芦屋市平田町	39,895	56,252	23.3
⑤	芦屋停車場線	芦屋市大原町	7,939	10,400	7.9
⑥	奥山精道線	芦屋市山手町	3,744	4,677	8.0
⑦	芦屋鳴尾浜線	芦屋市海洋町	8,761	11,565	36.0
⑧	東灘芦屋線	芦屋市陽光町	6,354	8,260	34.7

注：1) 番号は図2.2.4-1の番号を示す。

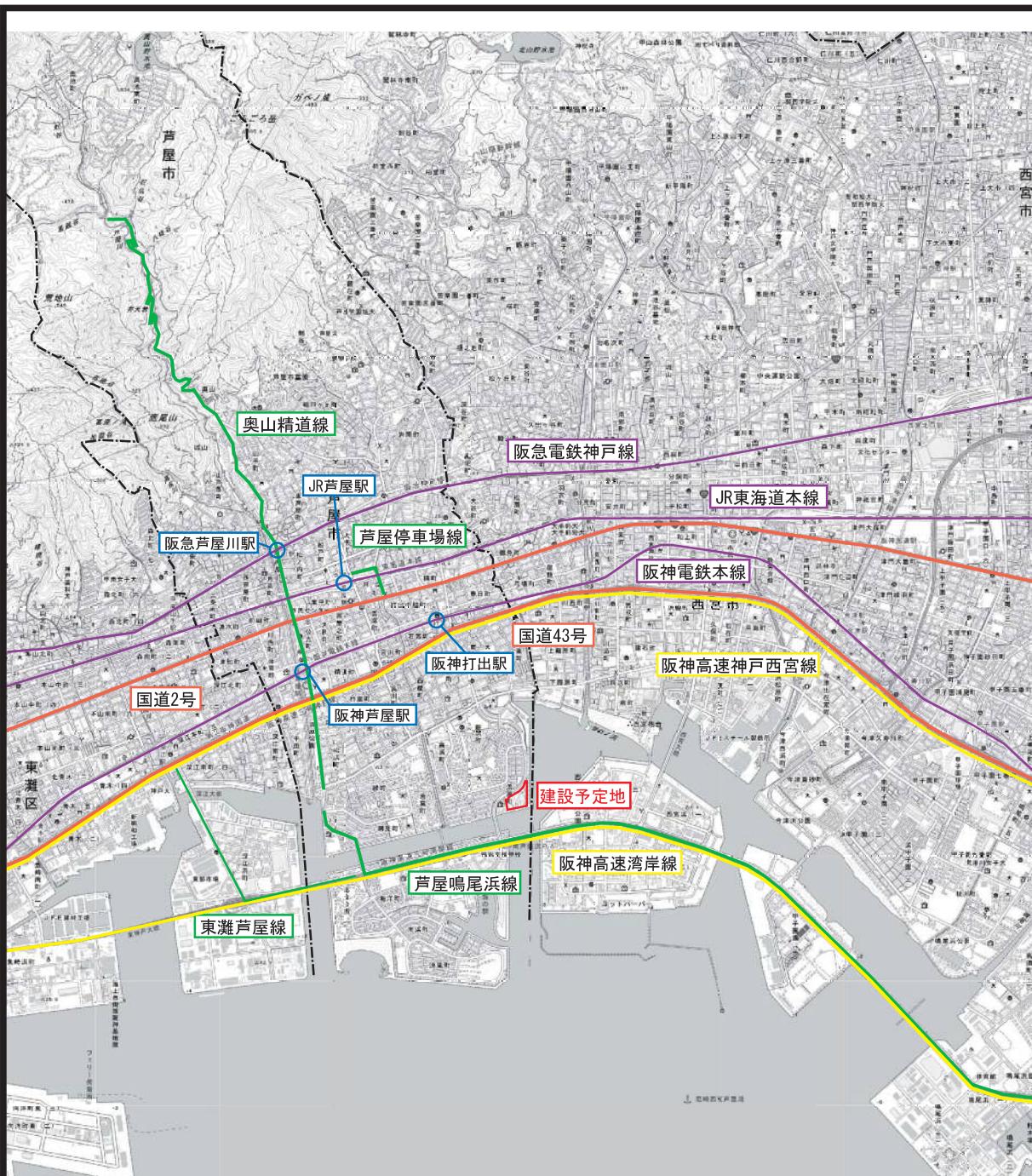
2) 「昼間12時間」とは、7:00～19:00における交通量を示す。

出典：国土交通省ホームページ（平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査  
一般交通量調査 箇所別基本表）

表 2.2.4-2 最寄の駅の日平均乗車人員

単位：人/日		
区分	駅名	乗車人員
JR東海道本線	JR芦屋	43,430
阪急電鉄神戸線	阪急芦屋川	16,203
阪神電鉄本線	阪神芦屋	22,057
	阪神打出	12,077

出典：芦屋の統計資料（令和4年）



凡例

- : 建設予定地
- : 高速道路
- : 一般国道
- : 県道・市道
- : 鉄道
- : 駅



S = 1:50,000

0 500 1000 2000m

図2.2.4-1 交通網の状況

出典：「地理院地図 GISMap」（国土地理院）

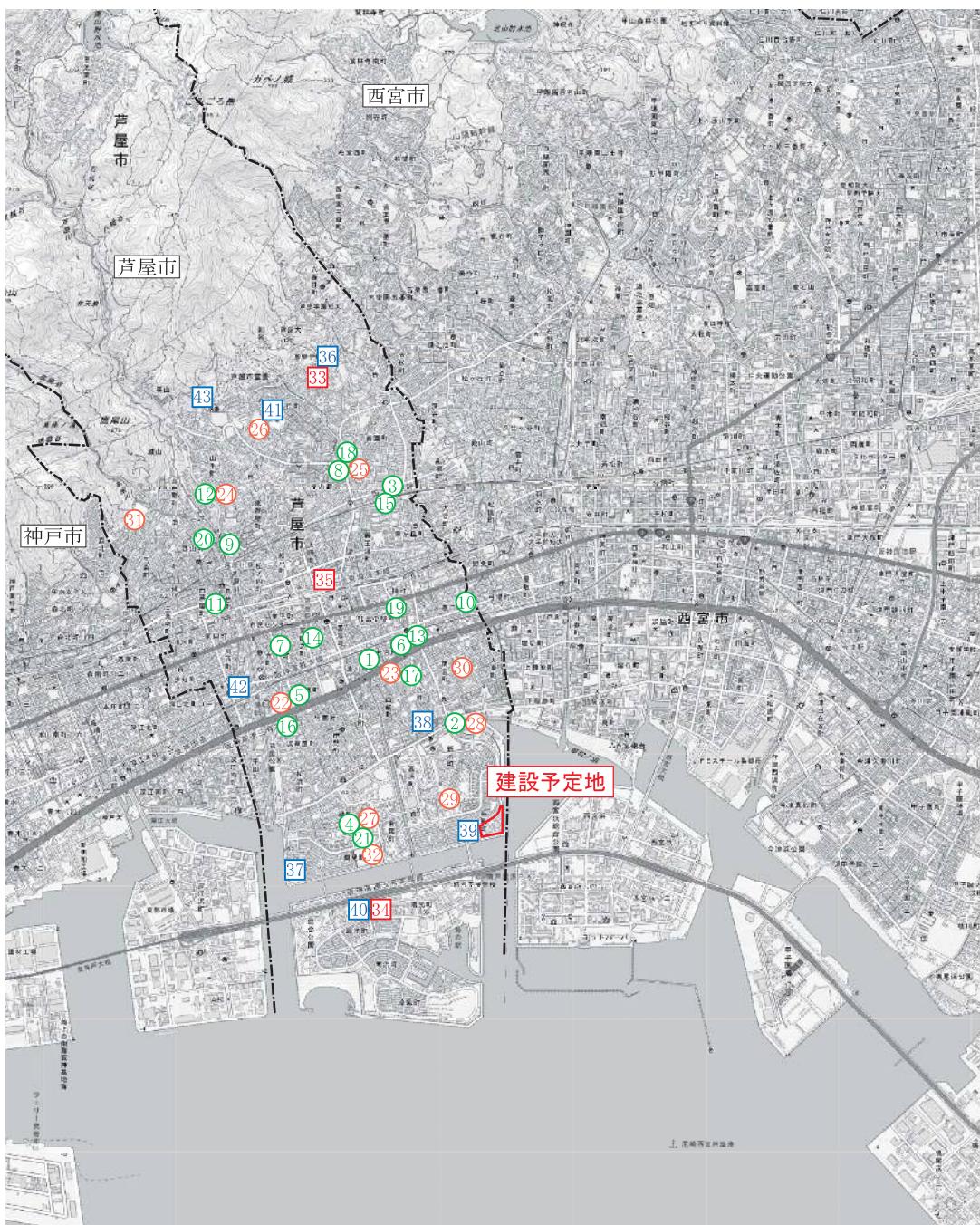
## 2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

建設予定地周辺の学校、病院等の施設名等の一覧は表 2.2.5-1 に、位置図は図 2.2.5-1 に示すとおりである。

建設予定地周辺には保育施設が 21 施設、小学校・中学校が 11 施設、病院が 3 施設、福祉施設が 8 施設となっている。

表 2.2.5-1 学校等の環境の保全に特に配慮する施設等の配置の状況

No.	区分	施設名	住所
1	保育施設	打出保育所	芦屋市宮川町4番10号
2		大東保育所	芦屋市新浜町8番10号
3		岩園保育所	芦屋市岩園町2番18号
4		緑保育所	芦屋市緑町2番4号
5		精道保育所	芦屋市精道町9番16号
6		芦屋こばと保育園	芦屋市若宮町3番17号
7		さくら保育園	芦屋市大木町2番15号
8		あゆみ保育園	芦屋市東山町30番3号
9		山手夢保育園	芦屋市東芦屋町6番10号
10		夢咲保育園	芦屋市春日町21-8
11		蓮美幼稚園芦屋川ナーサリー	芦屋市月若町3番10号
12		蓮美幼稚園芦屋山手ナーサリー	芦屋市山手町11番8号
13		芦屋こばとぼっぽ保育園	芦屋市若宮町3番18号
14		茶屋保育園	芦屋市茶屋之町5-15
15		翠ヶ丘保育園	芦屋市翠ヶ丘町20番1号
16		はなえみ保育園	芦屋市浜芦屋町3番26号
17		宮川幼稚園	芦屋市浜町1番20号
18		岩園幼稚園	芦屋市岩園町24番3号
19		小槌幼稚園	芦屋市打出小槌町15番7号
20		西山幼稚園	芦屋市西山町22番15号
21		潮見幼稚園	芦屋市潮見町1番3号
22	小学校	精道小学校	芦屋市精道町8-25
23		宮川小学校	芦屋市浜町1-9
24		山手小学校	芦屋市山手町8-3
25		岩園小学校	芦屋市岩園町23-41
26		朝日ヶ丘小学校	芦屋市朝日ヶ丘10-10
27		潮見小学校	芦屋市潮見町1-2
28		打出浜小学校	芦屋市新浜町8-2
29		浜風小学校	芦屋市浜風町1-1
30	中学校	精道中学校	芦屋市南宮町9番7号
31		山手中学校	芦屋市三条町39番10号
32		潮見中学校	潮見町20番1号
33	病院	市立芦屋病院	芦屋市朝日ヶ丘町39番1号
34		南芦屋浜病院	芦屋市陽光町3-21
35		芦屋セントマリア病院	芦屋市朝日ヶ丘町8-22
36	福祉施設	あしや聖徳園	芦屋市六麓荘町3-57
37		あしや喜楽苑	芦屋市潮見町31-1
38		エルホーム芦屋	芦屋市浜町12-3
39		愛しや	芦屋市浜風町31-3
40		陽光苑	芦屋市陽光町3-75
41		芦屋アラベラの家	芦屋市朝日ヶ丘9-1
42		Les芦屋	芦屋市川西町14-1
43		ナーシングホーム豊泉家芦屋山手	芦屋市剣谷9-1



凡例  
△ : 建設予定地

--- : 市境



S = 1:50,000

0 500 1000 2000m

図2.2.5-1 環境保全上配慮が必要な施設

出典：「地理院地図 GISMap」（国土地理院）

## 2.6 下水道の整備の状況

芦屋市の下水道の普及状況は、表 2.2.6-1 に示すとおり 100% となっている。

表 2.2.6-1 下水道普及率及び生活排水処理率の状況

(単位 : %)

市名	令和2年度末(実績)	
	下水道普及率	生活排水処理率
芦屋市	100.0	100.0

出典：兵庫県ホームページ

## 2.7 廃棄物

### 1) ごみの排出量

芦屋市におけるごみ排出量は、表 2.2.7-1 に示すとおりである。

令和元年度のごみ排出量は、国の目標値（約 850 g / 人日）を超過していた。

表 2.2.7-1 ごみ排出量の状況

年度	令和元年度			国の目標値 (2025年度)
	項目	人口	ごみ総排出量	
単位	人	t / 年	1人1日当たりの ごみ排出量	g / 人日
芦屋市	95,608	32,967	944.7	約850

出典：兵庫県統計書（令和3年）

### 2) し尿・浄化槽汚泥の排出量

芦屋市におけるし尿及び浄化槽汚泥排出量は、表 2.2.7-2 に示すとおりである。

令和元年度のし尿と浄化槽汚泥の合計は、概ね 43kL / 年（約 0.1kL / 日）であった。

表 2.2.7-2 し尿及び浄化槽汚泥排出量の状況

年度	令和元年度				
	項目	し尿	浄化槽汚泥	合 計	日 量
単位	kL / 年	kL / 年	kL / 年	kL / 日	
芦屋市	15	28	43	0.1	

出典：兵庫県統計書（令和3年）

### 3 環境関係法律等に係る項目

#### 3.1 環境基本法に基づく環境基準の類型の指定状況

##### 1) 大気質

大気汚染に係る環境基準は、表 2.3.1-1～表 2.3.1-3 に示すとおりである。

環境基準は、工業専用地域、道路内など、通常人が生活できない部分を除いて全国一律に設定されている。

表 2.3.1-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値 0.1ppm 以下であること。	溶液導電率法または紫外線蛍光法
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはペータ線吸収法
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ガルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

- 注：1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。  
 2) 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。  
 3) 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。  
 4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。  
 5) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：大気の汚染に係る環境基準について 環境庁告示第25号 昭和48年5月8日

二酸化窒素に係る環境基準について 環境庁告示第38号 昭和53年7月11日

微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について 環境省告示第33号 平成21年9月9日

表 2.3.1-2 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	

- 注：1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。  
 2) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に採取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

出典：環境庁告示第4号 平成9年2月4日

トリクロロエチレンは、環境庁告示第100号 平成30年11月19日による

ジクロロメタンは、環境庁告示第30号 平成13年4月20日による

表 2.3.1-3 大気中のダイオキシンに係る環境基準

物質	基準値	測定方法
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

- 注：1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

- 2) 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準について 環境庁告示第68号 平成11年12月27日

## 2) 騒音

騒音に係る環境基準は、表 2.3.1-4 に示すとおりである。

環境基準は類型指定された地域に対して、類型毎の基準が適用される。

建設予定地はB類型に指定されており、周辺地域はA類型またはB類型に指定されている。

また、西宮市域である西宮浜はB類型またはC類型に指定されている。

**表 2.3.1-4 騒音に係る環境基準**

道路に面する地域以外の地域（一般地域）

地域の類型	基 準 値	
	昼 間 6時～22時	夜 間 22時～6時
A A	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

注：AAを当てはめる地域は、医療施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

道路に面する地域

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間 6時～22時	夜 間 22時～6時
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

注：車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

幹線交通を担う道路に近接する空間

基 準 値		
	昼 間 6時～22時	夜 間 22時～6時
70デシベル以下		65デシベル以下

注：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

出典：騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定（平成11年3月30日兵庫県告示第566号）